

亀山市ホームページバナー広告表現ガイドライン

平成25年2月20日

(目的)

第1条 このガイドラインは、市が管理する亀山市ホームページ（以下「市のホームページ」という。）へのバナー広告（以下「広告」という。）掲載に当たる広告表現について、亀山市広告掲載要綱（平成24年3月27日施行）、亀山市広告掲載基準及び亀山市ホームページバナー広告取扱基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) その他視覚的に適当でないと認められる表現

(市のホームページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが市のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 市のホームページと類似で、ユーザーが亀山市の事業であると錯誤しやすいもの
- (2) 市政を連想させる分野において、ユーザーが亀山市の事業であると錯誤しやすいもの

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は、十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第5条 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成25年2月20日から施行する。